

スウェーデンにおける民衆学校制度の形成

——1842年の民衆教育令の特徴とその後の国民教育の実態から——

横山 悅生

はじめに——本稿の目的と課題の限定

福祉国家、教育制度の普及など、近年、スウェーデンに対する関心は高い。それにもかかわらず、20世紀のスウェーデン社会を準備した19世紀のスウェーデンの社会とりわけその教育の諸特徴は意外なほど知られていない。本稿では、19世紀半ばにスウェーデンの民衆学校を制度化する端緒となった1842年の「民衆教育令」(1)とそれがもたらした結果に注目する。

筆者はこれまで、スウェーデンにおけるスロイド教育の生成・発展の過程を解明する努力を重ねてきた。そのなかで注目されたことの一つは、スロイド教育は、職人ではなく、民衆学校の教師の手で行われるべきだというオットー・サロモンが繰り返してきた主張であった(2)。学校教育としての民衆教育制度の形成・発展の過程を解明することは、スロイド教育の発展過程を解明するためにも、筆者の重要な課題の一つである。

1842年に制定された「民衆教育令」は、スウェーデンにおける民衆教育を学校教育として制度化した最初の重要な法令として、よく知られている。しかし、それらは、最も詳細に紹介した松崎の論考がそうであったように、スウェーデン人研究者による概説書からの引用なので、細部に立ち入った分析に欠けているきらいがある(3)。

そこで本稿では、①主として「民衆教育令」直前の民衆教育の実態との関連において「民衆教育令」の意義を解明し、②「民衆教育令」制定直後の1840～50年代に展開されたスウェーデンにおける民衆学校制度の形成過程の実情を解明し、民衆教育令体制の若干の特徴を摘出することを目的

とする。

なお、スウェーデンにおいても他の西欧諸国と同様に古典語学校は別に早くから発達しており、その関係法令は少なくなかったから、「民衆教育令」が教育に関する最初の法令というわけではない。しかし本稿では、民衆学校(4)以前から発達してきた伝統的な古典語学校や私立学校については言及しない。

I. 民衆教育令制定の背景

1. 民衆教育令制定の歴史的背景

スウェーデンは古くから現代に至るまで王政である。1842年当時は四身分制議会（貴族、聖職者、市民、農民）が機能しており、民衆教育令はこの四身分制議会の審議を経て国王の名で公布された。

スウェーデン王国では、国民各層に対する教育については、伝統的にプロテスタント教会の影響が圧倒的に強かった。そうしたなかで、教会による地域住民に対する家庭内諮詢の根強い伝統があった。その起源は少なくとも17世紀にさかのぼるといわれる(5)。家父長は子どもに対して字を読むことと教理問答を覚えることに義務をもつたが、このような家庭教育のほかに、教会の日曜学校、貧民の子どものための労働学校、女子のためのスロイド学校、村落学校などがいわば自生的に各地に設置されていたことも知られる(6)。このような事情が背景となり、18世紀のスウェーデン人の識字率（ここで使用した識字率という概念は、母国語の聖書の文章を読むことができる人の割合を意味している）は、西欧諸国の中でも著しく

高くなっていたといわれている。

そうしたなかで注目される動きの一つは、年長で優秀な児童を補助教師として小グループを指導させる教育方法である助教制が1820年以降にスウェーデンにも紹介され、これを採用する学校が増加し始めていたことである。「1828年には183校の助教制学校があり、12,711人の子どもがそこで学んでいた。1842年には543校に増加し、35,115人の子どもが学んでいた」といわれる(7)。しかし、これらの教育活動が貧弱であることは、様々な方

面から指摘されていた。

2. 民衆教育令制定の経過の概略

リベラルといわれたオスカル皇太子の働きかけで政府は1839年に各聖堂参事会に対して、管下の民衆教育の状況を報告するように指示した。報告は、半年後にまとめられた。報告の概要は表1のようであった(8)。

表1 1839年当時のスウェーデンの民衆教育の状況

監督管区	教区の数	固定型学校					巡回型学校		固定型も巡回型ももたない教区数
		学校数	独自の校舎をもつ学校	これら学校の生徒数	有給常勤の教師の数	教育方法	巡回型学校をもつ教区	教師数	
ストックホルム	16	40	17	3,410	49	17	0	0	0
ウプサラ	245	146	145	5,367	146	89	57	18	51
リンショービン	214	44	37	2,024	47	33	11	10	14
スカラ	236	69	69	2,715	69	47	22	34	22
ストレングネース	170	93	86	2,817	93	80	13	30	39
ペステロース	103	44	44	1,993	45	31	13	9	9
ベクショー	187	21	20	1,007	21	14	7	61	62
ルンド	433	473	452	20,295	479	87	386	102	174
イェーテボリ	259	22	19	1,130	22	14	8	25	31
カルマール	60	8	7	330	8	7	1	8	12
カールスタッド	132	28	23	1,633	28	26	2	52	64
ヘルノサンド	161	9	8	250	9	7	2	17	19
ヴィスヴィ	92	12	11	286	14	10	2	11	10
合計	2,308	1,009	938	43,277	1,030	462	524	377	507
									1,211

出典) Aquilonius,Klas. (1942) *Svenska folkskolans historia II* s.266-267 の表より横山が再構成した。

この報告は、スウェーデンの民衆教育の根本的な弱点をあからさまにした。当時のスウェーデンでは教区は教育活動に一定の権限をもつなど地方自治体の機能を合わせもっていた(9)が、教区の数より多い固定型学校をもつのはストックホルム市を除くと、ルンド管区のみで（そのルンド管区でさえ、固定型あるいは巡回型の学校をもたない教区は38にのぼっていた）、全国2308教区の中にある通常の学校形態ともいべき固定型の民衆学校はすべてを合わせても1,009校に過ぎなかった。固定型学校の93.1%は独自の校舎をもっていた。

固定型学校で学んでいる児童は当時すでに43,277人に達しており、民衆教育の最も重要な施設として機能あるいは期待されていることが示された。

固定型学校が欠如する地域の教育活動を補う役割が期待されていたのは、巡回型の民衆学校であった。しかし、巡回型の民衆学校をもつ教区は377（全教区の16.3%）に過ぎなかった。その結果、固定型あるいは巡回型の学校を一つももたない教区は、全2,308教区の中で1,211（同52.5%）にも達していた。

このことは、まず何よりも、民衆教育が法的、制度的な基盤をもたないという根本的弱点をあらわにしていた。それは、様々な弱点として現れていた。

最も大きな弱点は、適切な教師が全く不足していることであった。民衆学校を支えている固定型民衆学校の有給の教師は1,030名で、固定型学校1校あたりの教師数は平均1名に過ぎなかった。また巡回型学校の教師数は507名で、巡回型学校をもつ教区に平均して1.3名の教師が配置されて

いたことを示すが、なかにはスカラ管区のように巡回型学校の数より教師数が少ない管区もみられた。

教師の年額給与は、表2にみられるように、大きなバラツキがあった。固定型民衆学校の教師に支払われる給与は巡回型民衆学校の教師との間には大きな差があり、概して巡回型民衆学校の教師の給与は低かった。

表2 1839年当時の教師の給与（単位はリクスダーレル）

	教師数	50以下	50~100	100~200	200以上
固定型学校	1030 (100)	536 (52.0)	188 (18.3)	177 (17.2)	129 (12.5)
巡回型学校	507 (100)	451 (89.0)	38 (7.5)	18 (3.6)	記載なし

出典) Aquilonius,Klas. (1942) *Svenska folkskolans historia II* s.266-267 の表から横山が再構成した。

さらに教師の状況にかかわるおそらく最も決定的な弱点の一つは、それにふさわしい資質を備えた教師の不足、教師を養成する施設の欠如にあった。

報告にみられる統計から当時の教育方法の状況を推し量ることはできない。旧来の方法による固定型学校が524校であったのに対して、助教制による固定型学校が462校と固定型学校の総数1009校のなかでほぼ半数近くに及んでいたことは注目されよう。

また、表1では掲げなかったが、報告書によれば、固定型民衆学校の財源（複数回答）は財源を教区から提供されている教区は729（全教区の31.6%）にとどまり、授業料、個人の寄付、遺産の贈与などその他の財源に頼る部分が少なくなかつた。国からの補助を得ているのは98教区（全教区の4.2%）に過ぎなかつた。

こうした状況を抜本的に改革すべく、1842年6月に民衆教育令が制定された(10)。

る。筆者は別の機会に民衆教育令の全文訳を紹介したので(11)、ここでは要点のみを述べる。

①学校

学校の設置とその形態〔第1条3節〕、学区と学区委員会〔第2条3節〕、民衆教育に関する監督と聖堂参事会の義務〔第13条2節〕、教室=校舎〔第3条1節〕

②教師

教師の給与〔第4条6節〕、教師の採用〔第6条4節〕、教師の解任と年金〔第11条2節〕、教師養成校〔第5条6節〕

③教育内容

教科〔第7条1節〕、授業時間、学区の分割（地区）、地区での試験〔第9条2節〕、宗教教授に関する援助と監督〔第10条2節〕

④就学〔第8条6節〕

⑤私立学校〔第12条2節〕

⑥例外的事項に関する規定〔第14条1節〕

2. 民衆教育令の特徴の概要

(1) 民衆学校の制度化

民衆教育令は、王国内のすべての民衆教育のあり方を規定した単一の法典である。民衆教育制度の全般にわたって全国一律に規定していることをその最も重要な特徴としている。法典は、開設さ

II. 民衆教育令の構成と特徴の概要

1. 民衆教育令の構成

民衆教育令は、全14か条から成る。その内容構成を条文単位に整理すれば、以下のようであ

れる個々の学校運営についてはそれぞれの教区に設置される学区委員会に委ねるとしながらも、全国に画一的な民衆学校制度を義務化した。この法典は、すべての国民に対する教育を民衆学校制度の制度に単一化したわけではない。しかし、民衆学校のほかに伝統的な古典語学校、学区委員会が認める私立学校、及びスウェーデンに特有といわれる家庭教育による民衆学校による教育の代替をこの法典に含み込んでいるので、学齢期の子どもの教育が包括的に規定されることとなった。

(2) 民衆学校設立の義務化、宗教と教育の一體性

民衆教育令はまず国内すべての教区に学校を設置すべきことを規定している（第1条）。ここに、この法典の最も重要な目的、特徴が示されている。なお、ここでの教区は教会組織の末端単位を指す。教育と宗教が行政上一体で、教育関係では教区が地方自治体の機能を果たしていた実態を反映している。1862年にコムーン法が成立した後も、学校に関する事務は教区に残された。

(3) 民衆学校の設置形態とその弾力的運用 ——固定型と巡回型

民衆教育令は、民衆学校を国内すべての教区にくまなく設置することを予定した（第1条第1節）。この民衆学校網の特徴の一つは、民衆学校の設置形態を通例想定される固定型の学校のみでなく、人口希薄な地域には教師が巡回する巡回型の学校の存在を容認し（第9条第1～2節）、また5年の猶予期間をおくなど、弾力的な運用を図っていたことである（第1条第2節）。民衆学校の他に、伝統的な古典語学校、家庭教育や教区が認める私立学校で学ぶことも容認されていた（第8条第3節）。

(4) 学区委員会による民衆学校の設置、管理

学校の設置主体は、教区単位に住民から選出される学区委員会である（第2条第1～3節）。その学区委員会においては教区牧師など教会役員が委員長など重要な位置を占めるように配慮されていた（第2条第1節）。

(5) 校舎

民衆学校の校舎——法典では「教室」と題されている——は教区の住民負担で建設されるべきとされている（第3条）。子どもが一ヶ所に集まつ

て教師から教えられ、ともに学ぶ場が「教室」（=学校）である。民衆学校を国内すべての教区に必要とするところに民衆教育令の重要な特徴があるとみられるにもかかわらず、校舎に関する規定は一ヶ条のみである。表2にみたように、1839年において独自の校舎をもっていた固定型学校は全2308教区のなかで1008校に過ぎなかったから、校舎建設は住民の大きな負担になったと考えられる。

なお、民衆学校校舎の標準プランは、ようやく1860年代に入って提示された。これによると、プランで例示された図面はその大部分が1校舎1教室で、そのほとんどが校舎の一部を教師の住居としていることが僻遠の農村地域においても教師を安定的に確保する施策の一つとして注目される。

(6) 教育内容と教育組織

民衆学校の教育組織に関する規定は、学校に関する規則は学区委員会が定めると規定する（第2条第3節）のみで細目を規定していないためか、後述の教師に関する規定と比較すると簡略な印象を与える。民衆学校においてすべての児童に対して習得させるべき最低限の教育内容は、「a) 読み方（スウェーデン語で書かれた文章を流暢に読むこと）、b) 宗教に関する知識と聖書の歴史（牧師のところで聖餐式の学習を始めることができるのに必要な程度）、c) 賛美歌（ただし、音楽の才能が欠けている場合は例外とする）、d) 書き方、e) 四則の計算のやり方」と規定されている（第7条）。つまり母国語による読み書き、四則計算、最低限の宗教教育が項目として掲げられているに過ぎないともいえる。

この中のa) b) c)は、従来から教会牧師による家庭内試問で要求された内容であり、d) e) といわば新しく加えられた内容である。後者を挿入するについては国会においても聖職者階層の抵抗をうけて相当の議論を経て最終的に僅差で決定されたものであった(12)。

これらの初等普通教育と特徴づけられる教育のほかに、宗教教育を充実させるために重ねて格別の条文（第10条第1～2節）を配置していることも注目される。

法令の文言としては、修業年数、教授法、クラ

ス分けなどに関する規定を欠いている。1842年のこの民衆教育令制定後の経過からみて、大部分は単級学級で、教師の養成、供給が遅々として進まなかつたこともあり、教授法については、この法令以前から行われていた助教制がなお広範に残っていた。

(7) 教師

最も多数の条文を費やして教師について詳細に規定していること（第4条第1～6節、第6条第1～4節、解職、年金に関する第11条第1～2節）は、この法令の最も重要な特徴の一つである（そのほかに、次項に述べる教師養成校に関する条文がある）。資格ある教師の確保がこの民衆教育令の成否の鍵を握ると考えられていたことを示唆しているといえよう。また、実際に1842年以降の5年間の法令実施に関する予算措置は、主として教師にかかるものであった（13）。

民衆学校教師に要求される資格あるいは資質は、民衆学校が採用しようとする候補者に求める資質に関する条文のなかに詳細に規定されている（第6条第1節）。

このほかに、法令に示された教師養成校の生徒に要求される力量（第5条第4節）も、教師に要請されていた資質を表現していたといえよう。

教師を公募する方法、複数の候補者からの選抜方法など、教師の採用方法は、現代なら普通かもしれないが、多数の応募者がいたとは思えないことを考えれば、奇妙な印象を与えるほどに詳細に規定されている（第6条第2節）。

民衆教育令の制定以前から広範にみられた牧師あるいは教会書記による学校教師の兼任は、民衆教育令においても容認されている（第6条3、4節）。

教師の解任の手続き（第11条第1節）、教師退職後の年金についても詳細に規定されている（同条第2節）。

(8) 教師養成校

ところで、当時のスウェーデンでは、前項で略述したような資格をもつ教師を養成する公的な施設はまだ存在しなかつた。すなわち、1822年に発足した助教制普及協会が1830年に設立した同協会附設のモデルスクールが始めた教師養成と現職教育がスウェーデンの教師養成の最初の試みと言わ

れている（14）。したがって、資格ある教師を養成する施設の設立を規定したことは、民衆学校制度を確立し普及させるうえで、この法典の最も重要な特徴となっているといえる。

この教師養成校の設立と運営は、聖堂参事会の任務であるとされた（第5条第1、2節）。また、教師養成校の規則は聖堂参事会が定めるとされた（第5条第3節）。教師養成校の生徒には、スウェーデン語の読み書き、算術、ルターの教理問答の暗記、聖書の歴史などの力量が要求されている（第5条第4節）。教師養成校の生徒には奨学金が支給される（第5条第5節）が、これを支給された者は卒業後一定年限民衆学校に勤務する義務を負うとされた（第5条第6節）。

(9) 教師の給与

教師の給与に関する規定は、きわめて詳細で（第4条第1～6節）、給与額は固定型学校と巡回型学校を差別することなく、一律に「年間最低16トゥンナの穀物」を支給するとし、「（その半分は）常に現金で（53リクスダーレル16シリング・バンコ）支払われる」と規定されている（同第1節）。この年額（106リクスダーレル32シリング・バンコ）は表2の「1839年当時の教師の給与」と比べるとより高い額に設定された。穀物の現物支給というこの規定には、当時のスウェーデンでは公租を現物で徴収していた事情が顔をのぞかせている。また教師には、通常の給与のほかに、住居、農地貸与、牧草供給などの便宜が提供されることを詳細に規定している（同第2～3節）。これらの規定には、当時のスウェーデン経済の一端がかいま見られて興味深い。教師の給与を負担しきれない学区には、国庫補助の道が開かれている（第4条第5節）。

(10) 助教制の温存、牧師・教会書記による兼任の容認

民衆学校の義務設置を規定したものの、その最も重要な弱点の一つは、適切な教師の絶対的な不足であった。従来からこの欠を補ってきた措置の一つは、助教制であった。民衆教育令は、教師の資質や教師養成のシステムを規定した第6条第1節のなかで助教制に関する知識を求めたことにみられるように、助教制の温存を容認せざるを得なかつた。

また、従来から存在した牧師による兼任（第6条第3節）、教会書記による兼任（第6条第4節）も容認された。

(11) 就学

就学に関する諸規定（第8条）は、この民衆教育令の最も重要な条文の一つである。親・後見人は、すべての児童を9歳までに民衆学校に就学させなければならないとする。例外的に免除されるのは、古典語学校や学区委員会に公認された私立学校に学ぶ者（第12条）、及び学校教師が牧師による試問により家庭教育で教育されていることが認められる者（第8条第3節）のみである。この法令が学齢児童の就学の形態に民衆学校への就学、学区委員会で認められている私立学校への就学、伝統的な古典語学校への就学の他に、家庭における教育を就学形態の一種として認めていたことは、この民衆教育令体制の一つの特徴となっていた。

就学義務規定は、労働力を奪われることをおそれる農民の抵抗を惹起することも予想された。そのために就学させない親・後見人に対する処置も詳細に規定されている（第8条第5節）。こうした状況のなかでは、学校への就学を代替できる家庭学習を容認したことは、民衆教育令体制をスマーズに展開させる大きな役割を果たしたとみられよう。

(12) 親、住民の負担

民衆教育令は、地域住民と子どもをもつ親に様々な負担をもたらした。就学の義務化（第8条第3節）は、子どもを労働力として当てにしてきた親たちには、大きな打撃となる。実態としては巡回型学校の設置や家庭教育を容認したことが、いくらかその負担を軽くしたと思われる。なお、学齢児童の就学義務は、児童の雇用禁止措置と対応すべきものであるが、後述のように、実効ある児童の雇用禁止措置が実施されるのは、1890年代をまたなければならなかった（15）。これが、学習の実効をあげ得なかつた最大の要因の一つであったと考えられる。

民衆教育令は民衆教育無償の原則を掲げなかつたので、親は授業料を負担しなければならなかつた（第4条第4節）。なお、親が貧困の場合は免除される（同条同節）。授業料の実額やその負担

の重みを検討しなくてはならないが、農民たちに新たな負担をもたらしたであろうことはもちろんである。

民衆教育令の最も重要な眼目である国内すべての教区に学校を設置する責任は、各教区に設置される学区委員会におわされ、学区委員会を構成するのは地域住民の代表である（第2条各節）。

学校の維持と教師給与などを教区が負担するという意味の規定は、第4条第6節など、何回も登場する。なお、この負担は固定型、巡回型で差別しないとされる（同上同節）。

教室=学校を建設し維持するのは教区の義務である。その経費は学区の全住民が負担する旨が明記されている（第3条）。

教師の給与は教区のすべての納税者が負担する（第4条第4節）。ただし、不足する場合には国庫補助がある。

教師へ住居、燃料、牧草などを提供し、農地を貸与するのは、教区の住民である（第4条第2、3節）。ただし、教員養成校を設置する責任は国にあり、その運営については聖堂参事会にまかされており、地域住民には責任を負わされていない（第5条）。

こうして民衆教育令は、親、地域住民に一定の負担をもたらすことになった。それを過酷な負担とみるか、やむを得ない負担とみるかなどは、親、地域住民の反応などの実態にそくして検討しなくてはならない。

以上に略述したような諸条項、すなわち親、地域住民に大きな負担を課すことにより民衆学校体制が成立したことを改めて確認しておく必要があろう。

III. 民衆教育の形成——民衆教育令制定後の経過

1. 民衆教育令制定の実績——1839年から

1847年までの民衆教育の形成

民衆教育令制定による民衆教育の形成過程とその実績をかいづまんで整理しておく。民衆教育令第13条第2節の規定により、聖堂参事会は法令実施の猶予期間の過ぎた1847年以降3年ごとに民衆学校に関するデータを国王に報告した。ここではまず、1847年の民衆学校の普及状況に関するデータと民衆教育令制定の契機となった1839年のデー

タとを比較してみる(16)。大きな変化があったことが注目される。

表3 1839年から1847年までの民衆教育の発展

	1839年	1847年	変化
固定型学校の児童の数	43,277	99,343	+56,066 (2.3倍)
教育を受けていない児童数		22,606	
教師の数 固定型学校	1,030	1,599	+569 (1.5倍)
巡回型学校	507	1,186	+679 (2.4倍)
合計	1,537	2,785	+1,248 (1.8倍)

出典) 1939年のデータは、1940年2月13日に国会に提出された政府の議案書 (Kungl. Maj: ts Nådiga Proposition, No.7) に添付された表 (Svensk Författnings samling, 1840, No.7, s.10) から、1847年のデータは、Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.419の表からとった。

児童の教育状況を比較できる固定型学校の児童の数は、1839年の43,277名であった。この年の学齢児童数は不明だが、1847年には36万6千名であったことから、1839年の固定型学校の児童の数は、学齢児童の1割前後を占めていたと推測される。この固定型学校の児童数は、1847年には99,343名（全学童児童の27.1%）へと急増した。この間の増加は56,066名で、実数で2.3倍となった。これが民衆教育令の施行がもたらしたおそらく最も重要な変化であろう。

1839年については比較できる統計数値はないが、教育を全く受けていない児童数は1847年において2.2万人（学齢児童数の6.17%）に減少したことが注目される。これは、民衆教育令の施行後の5年の猶予期間中に民衆学校の設置が急速に進行した結果である。教育を受けていない児童数の激減は、民衆教育令施行のおそらく最大の成果といえるであろう。また、学区委員会長には牧師が

就任したことにより、教会の民衆学校に対する姿勢が変化し、理解が深まったことがその激減の背景の一つであると考えられる。

こうした民衆教育の発展を支えた教師の数をみると、固定型学校の教師数は1,030名から1,599名へ、巡回型学校の教師数は507名から1,186名へと増加し、全体として教師の数は1,248名増加して2,785名となり、1839年の1.8倍となった。教師養成に対する国庫補助がなされ、民衆学校の普及に貢献したといえるのではないだろうか。

2. 1847年から1859年までの民衆教育の発展

民衆教育令制定が果たした歴史的、積極的意義や弱点は、その後の歴史的経過の中に具体的にあらわれてくる。ここでは、1847年から1859年までの12年の間の主として数量の面からみた変化を表4に掲げ、若干の分析を試みるにとどめる。

表4 学校種別の児童数の変化 (1847年→1859年)

	①固定型学校で学ぶ児童数	②巡回型学校で学ぶ児童数	③古典語学校で学ぶ児童数	④私立学校で学ぶ児童数	⑤家庭で学ぶ児童数	⑥教育を受けていない児童数	①～⑥合計=学齢にある児童数	最低限の知識を習得した児童数	日曜学校を利用した児童数
1847	99,343 (27.1)	91,964 (25.1)	4,445 (1.2)	14,190 (3.9)	133,639 (36.5)	22,606 (6.2)	366,187 (100)	10,913 (3.0)	18,429 (5.0)
1859	174,418 (34.3)	155,824 (30.7)	7,095 (1.4)	24,880 (4.9)	138,495 (27.3)	7,372 (1.5)	508,084 (100)	23,006 (4.5)	27,650 (5.4)

1847 との比	+	+	+	+	+	-	+	+	+
	75,075	63,860	2,650	10,690	4,856	15,234	141,897	12,093	9,221
	1.7倍	1.7倍	1.6倍	1.8倍	1.0倍		1.4倍	2.1倍	1.5倍

出典) Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.419 の表を横山が再構成した。1847年と1859年の数値は原典のままである。

(1) 学齢児童数の増大

この12年間に学齢児童数は36.6万人から一貫して増大し、1859年には50.8万人に達した。この間の増加は約14.1万人（47年の学齢児童の38.7%）であった。増加のテンポがきわめて速いが、当時の人口増加の背景についてテグネールが「平和と種痘とポテト」の3要因を指摘したことはスウェーデンではよく知られている。つまり、天然痘への対策が改善され、じゃがいも栽培技術の普及により農業生産力が増大したことがその背景にあつた。

(2) 学校で学ぶ児童数の増加

民衆教育令の最も重要な眼目である固定型民衆学校で学ぶ児童数は、99,343名（学齢児童数の27.1%）から174,418名（学齢児童数の34.3%）へ、巡回型民衆学校で学ぶ児童数が91,964名（学齢児童数の25.1%）から155,824名（学齢児童数の30.7%）へと顕著に増加した。学齢児童数に対する通学する児童の比率は、両者を合わせると52.2%から65.0%へと増大したこととなる。

他方、この間に古典語学校に学ぶ児童数（4,445名から7,095名へ）、私立学校に学ぶ児童数（14,190名から24,880名へ）も実数では増加している。しかし、これらの児童が学齢児童数に占める比率は小さかった（1859年に私立学校に学んでいた児童は全学齢児童の4.9%であった）。

民衆学校、古典語学校及び私立学校に学んでいた児童の合計、つまり何らかの学校に通学していた児童の合計は、47年の209,942名（学齢児童数の57.3%）から59年の362,217名（学齢児童数の71.3%）へと増大した。すなわち、出席率が不明なので立ち入った分析はできないが、約7割の児

童が何らかの学校に通学するようになったことは興味深い。

(3) 家庭で学ぶ児童の比率の低下

またこの間にスウェーデン特有といえる家庭で学ぶ児童数は、47年には133,639名（学齢児童数の36.49%）で、59年には138,495名（学齢児童数の27.25%）であった。つまり絶対数はほとんど変化しなかつたが、学齢児童数に占める比率は9ポイント低下したことが注目される。

(4) 教育を受けていない児童数の著しい減少

教育を受ける児童が顕著に増加した結果、その反面として、教育を受けていない児童数は2.2万人（学齢児童数の6.17%）から7千人（学齢児童数の1.45%）へと減少した。絶対数だけでなく、学齢児童が増加するなかで比率も減少したことは、民衆教育令体制がもたらしたおそらく最も重要な変化であろう。

(5) 最低限の知識を習得した児童数の少なさ

しかし、民衆教育令体制の最も大きな論点の一つは、最低限の知識を習得したと認められる児童数が極めて少数にとどまったことである。これには様々な要因が考えられるが、表から直接に読みとることはできない。1842年以降、最初の数十年間は、2、3年間の学校への通学の後、子どもは離学するのは普通であった。多くの児童は最低限の知識を習得することなしに離学した（17）。その後も民衆学校には卒業という制度はなかったと考えられる。

(6) 教師の微増と絶対数の不足

最低限の知識を習得した児童数が極めて少なかった要因の一つとしては、表5にみられるような教師の絶対数が不足していた事実が指摘できる。

表5 学校種別の教員数の変化（1847年→1859年）

	A.固定型学校の教師の数	B.巡回型学校の教師の数	C.資格をもった教師の数	D.資格をもたない教師の数	教師の中で同時に牧師である数	教師の中で同時に教会書記またはオルガン弾きである数
1847	1,599	1,186	1,513	1,272	211	521
1859	2,422	1,819	2,792	1,449	157	968
1847との比	+823	+633	+1,279	+177	- 54	+447
			1.8倍			

出典) Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.419 の表を横山が再構成した。1847年と1859年の数値は原典のままである。

民衆教育令が重視した政策の一つである教師の数は、1847年から1859年までの12年間に、固定型学校の教師は1,599名から2,422名へと913名が、巡回型学校の教師は1,186名から1,819名へと633名が増加していた。純増は1,546名である。このうち民衆教育令が最も重視した資格ある教師の数は、1,513名から2,792名へと1.84倍となっていた。これらの数値のみに注目すれば、民衆教育令がめざす成果が生まれつつあったかに見える。しかしながら、これら教師数の増加は、増大する需要を満たすにはあまりに少なかった。すなわち、固定型学校についてみれば、教師一人あたりの児童数は1847年の62.1名から1859年の72.0名へとむしろ増大し、巡回型学校の場合も同様で、教師一人あたりの児童数は47年の77.6名から59年の85.7名へと増大した。児童数との対比では教師の数はむしろ減少したといえるほど教師の絶対数は少なかつた。

資格をもたない教師が47年の1,272名から59年の1,449名へ増加していたことや、教会書記あるいは教会のオルガン弾きと兼任していた教師が47年の521名から59年の968名へと倍近く（詳しくは1.86倍）増加したこと、この間の絶対的ともいいうべき教師不足を示唆している。

こうした弱点を補っていたのは、民衆教育令以前から普及していた助教システムであったと推測される。しかし、その事実はこの表には表されていない。

(7) 簡易民衆学校制度の創設

民衆教育令の公布後、1847年までの猶予期間が過ぎても、学校建築や授業料の負担に対する農民

層の抵抗は大きく、民衆学校の建設が順調に進んだわけではなかった。民衆教育令が構想した学校網の整備が遅々として進まない事態に対処するために、1853年には無免許の教師による教授を許可する簡易民衆学校（mindre folkskolor）の制度が創設された。簡易民衆学校は民衆学校の一種で、その教師は、上述の a) b) d) e) を教えることができるならば、教師養成校で養成された正当な資格をもった教師でなくてもよいとされた（18）。

(8) 幼児学校（småskolan）の設置

さらに1858年には、簡易民衆学校の一部を幼児学校と称し、民衆学校に入学する前の段階の学校として位置づけつつ、整備していった（19）。このようにして弱点を補強しながら、民衆教育が強化されることになった。幼児学校は、簡易民衆学校の一種として扱われ、1865年から1875年までは統計上などでは区別されなかった（20）。幼児学校は、後に民衆学校の中に組み入れられていった。

3. 1864年の回状による民衆教育令体制の改善

1861年に民衆学校に関する視学官制度が創設され（21）、その毎年の報告などから、助教（制度）の解消、教科の内容の整備充実、指導法の改善、いわゆる単級学校を克服する学力別あるいは年齢等級別のグループ分けの導入など、その学校の内情を充実させる課題が次第に自覚されてきた（22）。こうした課題の解決と民衆学校と幼児学校との関係の整備をはかるために、1864年には回状が出された（23）。これ以降助教制は次第に解消されていった。なお、1865年には学校建築の整備のための標準プランが提示された。この標準プランに示さ

れた校舎案のすべてが単級学校であった（24）ところからみて、民衆教育令体制の民衆学校は単級（日本語でいう複式学級）であったと考えられる。なお、のちに家庭教育から学校就学に切り替える親が増加し、学校への就学率が向上してくると、教室や教師の不足から、隔日登校などが広範に行われるようになつた。教育内容に関する標準プランが告示されたのは1878年で、年齢別あるいは学力等級別によるグレード分けの実際化などは、全68条からなる1882年の民衆教育令改正及び全70条からなる1897年の民衆教育令改正をまたなければならなかつた。

本稿の課題とは直接関係しないので、詳しくはふれないが、民衆学校と古典語学校とが制度的に接続されるのは、20世紀に入ってからのことであつた。

4. 児童労働の規制と就学

児童の雇用は、児童の就学状況に大きく影響する。是永かな子はスウェーデンの児童労働保護の動きについて、「1846年に12歳以下の児童の雇用が禁止され」たが、「しかし実効性はなく」と書いているので（25）、関連する若干の施策の経過に触れておく（26）。

スウェーデンにおけるギルドに関する規制はかなり古くからあり、例えば1621年の法律では、採用する徒弟は14歳以上でなければならないとされていた。その後もギルドに関する法律は何回か改正を重ねた。近代に入って1846年12月にはスウェーデン最初の営業自由令と呼ばれる「製造業及び手工業に関する法律」が制定された。この法律により職業選択の自由が確立され、労働力の面から資本主義発展の基礎が確立された。この法律では、雇うことができる見習い（lärobarn）の最低限の年齢は12歳に定められた。しかし、工場監督官の設置などの実効性ある措置はとられなかつたので、おりから勃興した工場制企業では広範に児童労働がみられ、例えば1850年代には、繊維産業、たばこ産業で働く者の半分は児童で、この頃児童労働は頂点に達したといわれる。その後も児童労働を規制する法令はいくつか公布されたが（27）、いずれも実効性はなかつたといわれる。こうした経過を経て、1889年に初めて実効性のある工場監

督官が制度化され、翌90年からその機能を發揮し始めた。

こうした経過からみて、是永も指摘するように、民衆教育令の施行後も児童労働に関する実効性のある規制はなきに等しく、児童の就学を促進する条件が整備されるのはずっと後年で、少なくとも1890年代を待たなければならなかつたといえよう。

IV. まとめ

民衆教育令がもたらした結果の主要な側面は、学齢児童を就学させるために原則としてすべての教区に民衆学校を設置するという基本的な法制度を確立したことであろう。その結果、民衆教育は急速に普及し、法令発布後5年して全く学ぶ機会をもたない児童が早くも学齢児童の6%台に減少したことにもられるように、初歩的な基礎を確立するに至つた。このような結果は、通例想定される固定型学校を普及させることを基本としながら、それのみでなく、人口希薄な地域に巡回型学校を広範に取り入れたうえ、伝統的な家庭教育を容認するなど、多様な就学形態を含み込む柔軟な政策がもたらしたといえよう。

民衆教育を普及させるうえで決定的な弱点となっていた教師の不足に対処するために、当面は助教制を温存させながら、教師の資格を設定し、教師養成と教師の待遇の抜本的な改善に着手したこと、教員配置と教師養成に対する国庫補助を強化したことなども民衆教育令がもたらした重要な施策として数えることができる。

しかし他面で、民衆教育令体制はなお大きな弱点をかかえていたので、期待された教育実態が伴わなかつた（28）。巡回型学校への児童の就学は教育効果が必然的に脆弱化せざるを得なかつたといわれる。固定型学校の普及は著しかつたが、その大半は1学校1学級のいわゆる単級学級であり、資格をもつ教師の絶対的不足のなかで助教制に依拠せざるを得ないなど、少なからぬ弱点が指摘されてきた。その定義に議論の余地はあるにせよ「最低限の知識を習得した児童」の数が法律の施行後12年を経ても4%台にとどまつたことは、民衆教育令体制が大きな弱点をかかえていたことを象徴していた。つまり、民衆教育令体制は民衆教

育の実を効果的に達成したというには程遠かつた。その意味で、民衆教育令がもたらしたものには、初步的教育を広範な国民に普及させたという積極面と、教育効果はきわめて初步的な水準にとどまったという両極が併存していたといわなくてはならない。その後もスウェーデンの農村部では、本稿では言及できなかったが、生徒が隔日に登校する隔日制学校(varannandagskola)が1920年代までも残存したことも想起されるべきであろう(29)。

(註)

- (1) 松崎巖は、『<世界教育史大系14>北欧教育史』(講談社、1976)において、この法令を「スウェーデン王国における初等民衆教育に関する令」と訳している。この原語は“Stadga angående folkundervisningen i riket”であり、ここには「初等民衆教育(elementär folkundervisningen)」という言葉は含まれていないので、本稿では「民衆教育令」と訳した。
- (2) 横山悦生「オットー・サロモンの初期スロイド教育——ネース・少年スロイド学校における実践の到達点からみたシグネウスの影響——」『日本産業教育学会紀要』第36巻第1号、2006年1月、73頁-80頁。同「オットー・サロモンのスロイド教育システムのテーゼ」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第53巻第1号、2006年9月、45頁-61頁。
- (3) 松崎、前掲書、178～179頁。なお、松崎巖は「初等民衆教育令」の名の下に全14条からなるこの民衆教育令の概要を主として第1条(学校の設立)の第1、2、3節、第2条(学区と学区委員会)の第1節、第5条(教師養成)の第1節、第8条(児童の学齢、入学と通学、試験)の第1、3節により特徴づけている(前掲書、179頁)が、これらの条文のみでこの法令の全体像を把握するには無理があるといわなくてはならない。
- (4) 「民衆教育令」とともに制度化された民衆学校(folkskolan)を松崎巖は「小学校」、是永かな子は「国民学校」と翻訳してきた。筆者も「国民(民衆)学校」と訳したことがある(横山悦生、前掲論文、2006年1月、75頁)。民衆学校とともに古典語学校や私立学校も含めたものを国民教育と考えると、folkskolanは民衆学校とするのが適切であると考えるに至った。
- (5) 石原俊時「スウェーデン近代と信仰復興運動——身分制社会解体の一局面」望田幸男・村岡健次監修『近代ヨーロッパの探求③ 教会』ミネルヴァ書房、2000年、304頁、石原俊時「スウェーデンにおける人口統計の生成——教区簿冊と人口表」Center for international research on the Japanese economy J-115(2004年7月)10頁～11頁参照のこと。
- (6) Albert Wiberg, *Till Skolslöjdens förhistoria Några utvecklingslinjer i svensk arbetspedagogik intill 1877*, 1939
- (7) C. Georg Starbäck, P. O. Bäckström, *Berättelser ur svenska historien*, (Tionde bandet. Carl XIII. Carl XIV Johan), s.397。なお、松崎巖『<世界教育史大系14>北欧教育史』(講談社、1976、176頁)はいくらか違う数字を紹介している。
- (8) Aquilonius,Klas. (1942) *Svenska folkskolans historia II* s.266-267の表より横山が再構成した。
- (9) 石原俊時、前掲書(2000年)、304頁
- (10) ここでは詳しい経過は紙幅の関係でふれなかつたが、民衆学校を制度化する必要性があることについては、民衆教育令を審議した1939年から1940年にかけての国会の各階層でもほぼ合意に達していた。ただ、民衆教育をさらに改善・普及させることに対する国家の関与の程度、財源の問題などについてはなかなか合意に達せず、最終的に1841年6月14日に国会において民衆教育の普及のための法律の制定と補助金に関する書簡を国王に提出することで合意をみた。より詳しい経過については Aquilonius,Klas. (*Svenska folkskolans historia II* s.224-319, 1942)に記述されている。なお、この記述以上のことを述べた研究はまだ存在していないように思われる。
- (11) 横山悦生「[資料紹介]スウェーデンの1842年の民衆教育令」名古屋大学教育発達科学研究科技術・職業教育研究室『技術教育学の探究』第4号、2007年9月、55頁～80頁
- (12) Rud.Hall, *Folkundervisningens historia*, 1926, s.67
- (13) この「民衆教育令」を採択した国会は、同時にこの法令の実施のために「民衆学校の教師の養成のための教師養成校の設立に6,500リクスダーレルを、これらの教師養成校の学生のための奨学金のために9,000リクスダーレルを、民衆学校教師の給料のために補助の必要なある教区のための補助金として、50,000リクスダーレルを予算措置した(C. Georg Starbäck, P. O. Bäckström, ibid. s.397)。
- (14) 松崎、前掲書、176頁 参照
- (15) *Från yrkesfara till arbetsmiljö —— Yrkesinspektionen 100 år*, 1990, s.15-22、Lars Olsson, *Då barn var lönsamma*, 1990
- (16) 1939年のデータは、1940年2月13日に国会に提出

- された政府の議案書（*Kungl. Maj:ts Nådiga Proposition, No.7*）に添付された表（*Svensk Författnings samling, 1840, No.7, s.10*）から、1847年のデータは、Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.419 の表からとった。
- (17) Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.109
- (18) Kungl.Maj:ts nådiga kungörelse, angående förändrad lydelse af 1:a,4:c,5:e och 6:e §§ i Konkl.Stadgan om Folkundervisningen i Riket den 18 Juni 1842; den 29 September 1853 (*Svensk Författnings samling, 1853 No.65*) s.6
- (19) Kungl.Maj:ts nådiga kungörelse, angående ytterligare åtgärder till folk- undervisningens befrämjande; den 23 April 1858 (*Svensk Författnings samling, 1858 No.31*) s.2
- (20) SCB promemorior, Elever i obligatoriska skolor 1842 — 1962, Nr 1974, Statistika centralbyrån, Stockholm 1974, s.55
- (21) Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.14
- (22) Stig,Nordström, *Hjälpskolan och särskolan i sverige t.o.m. 1921 — Utvecklingen i relation till differentieringsproblemet* —, 1968, s.72-77
- (23) この全文は以下の文献で訳して紹介した。横山悦生「[資料紹介] 1864 年の国王の回状——民衆教育に関する特別な規則 (1864年4月22日)——」名古屋大学教育発達科学研究科技術・職業教育研究室『技術教育学の探究』第 4 号、2007年 9 月、81頁～82頁
- (24) これらの図面は農村部におかれた学校建築のもの

- であると考えられる。この改訂版が1878年に発行されるが、これら（*Kongl.Över-Intendents-Embetet, Normalritningar till Folkskolebyggnader, 1865、1878*）はともに科研の報告書に掲載したので参照されたい（横山悦生『スウェーデンにおける「教育的スロイド」の成立過程に関する実証的研究』（研究課題番号 17530563）平成17～19年度科学的研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、2008年3月）。
- (25) 是永かな子『スウェーデンにおける統一学校構想と補助学級改革の研究』風間書房、2007年、91頁
- (26) 以下の記述は、次の文献を主に参照して書いたものである。*Från yrkesfara till arbetsmiljö — Yrkesskyddet 100 år*, 1990, s.15-22、Lars Olsson, *Då barn var lönsamma*, 1990
- (27) 1852年に商務省が公布した告知は、工場での18歳以下の労働者の午後9時から午前5時までの間の使用を禁じた。その後1864年の営業自由令においても、1846年や1852年と同じ規定が踏襲された。1881年の法律は、すべての工場と手工業において年少者を保護するための措置が採られるように定められ、雇用する年少者の年齢の下限が12歳に定められた。
- (28) Sörensen, Anna. (1942) *Svenska folkskolans historia III* s.134-142, これについては、その一部を拙稿で紹介した。横山悦生「スウェーデンにおける 1877 年改革前後のスロイド学校の実態——オットー・サロモンの著書からみえてくるもの——」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』第52巻第2号、2006年3月、4頁。
- (29) Mats Sjöberg, *Att säkra framtidens skördar*, 1996, (Linköping Studies in Arts and Science No.141)